

○河北郡市広域事務組合議会の公印に関する規程

制定 平成16年3月1日 議会訓令第1号

(趣旨)

**第1条** この訓令は、議会の公印について、保管・使用その他必要な事項を定めるものとする。

(種類)

**第2条** 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 議会印
- (2) 議長印
- (3) 副議長印

(名称等)

**第3条** 公印の種類、名称、寸法、様式、書体、使用する文書の区分、保管者及び個数は、別表のとおりとする。

(管守)

**第4条** 公印の管守者は、事務局長とする。

2 公印の保管及び使用については、管守者が責任をもって行わなければならない。

(登録等)

**第5条** 公印の調整、改廃・登録・保管・使用その他の必要な事項は、組合の公印に関する規則（平成16年河北郡市広域事務組合規則第2号）の例による。

**附 則**

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	名 称	寸法 (mm)	様 式	書 体	使用する 文書の区 分	管 守 者	個数	備考																
議 会 印	議 会 印	方24	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>合</td><td>広</td><td>河</td> </tr> <tr> <td>議</td><td>域</td><td>北</td> </tr> <tr> <td>会</td><td>事</td><td>郡</td> </tr> <tr> <td>之</td><td>務</td><td>市</td> </tr> <tr> <td>印</td><td>組</td><td></td> </tr> </table>	合	広	河	議	域	北	会	事	郡	之	務	市	印	組		てん書	議会名を もってす る一般文 書	事務局長	1	木印	
合	広	河																						
議	域	北																						
会	事	郡																						
之	務	市																						
印	組																							
議 長 印	議 長 印	方21	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>議</td><td>組</td><td>広</td><td>河</td> </tr> <tr> <td>長</td><td>合</td><td>域</td><td>北</td> </tr> <tr> <td>之</td><td>議</td><td>事</td><td>郡</td> </tr> <tr> <td>印</td><td>会</td><td>務</td><td>市</td> </tr> </table>	議	組	広	河	長	合	域	北	之	議	事	郡	印	会	務	市	てん書	議長名を もってす る一般文 書	事務局長	1	木印
議	組	広	河																					
長	合	域	北																					
之	議	事	郡																					
印	会	務	市																					
副 議 長 印	副議長印	方18	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>副</td><td>組</td><td>広</td><td>河</td> </tr> <tr> <td>議</td><td>合</td><td>域</td><td>北</td> </tr> <tr> <td>長</td><td>議</td><td>事</td><td>郡</td> </tr> <tr> <td>印</td><td>会</td><td>務</td><td>市</td> </tr> </table>	副	組	広	河	議	合	域	北	長	議	事	郡	印	会	務	市	てん書	副議長名 をもつて する文書	事務局長	1	木印
副	組	広	河																					
議	合	域	北																					
長	議	事	郡																					
印	会	務	市																					